

安全で健康なくらしができるまちに

大気汚染や水質汚濁などの公害は、市民の生活に悪影響を及ぼすおそれがあります。そのため、継続した現状調査と改善に向けた対策の実施が必要です。

また、化学物質など、将来顕在化してくる可能性がある環境問題についても、適切に対処していくことが必要です。

公害の現況

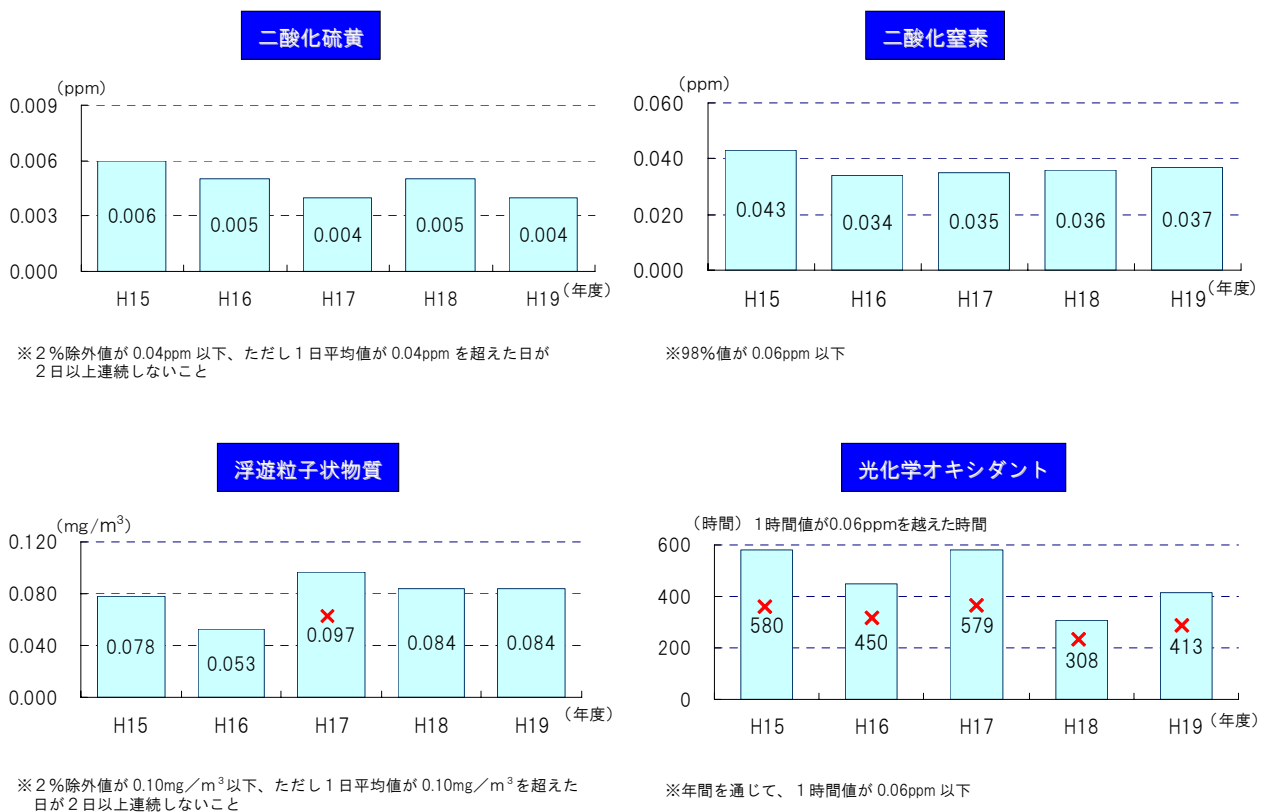
1 大気汚染

1 一般大気環境常時監視測定結果

大気汚染物質の常時監視として、羽根町（岡崎市羽根大気測定局）で常時監視をしています。

二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントは、環境基準を達成しませんでした。（図2-1）

図2-1 一般大気環境常時監視測定結果 [×…未達成]



2 有害大気汚染物質調査結果

有害大気汚染物質による大気の状態を把握するため、大平町（岡崎市大平大気測定局）、美合町（岡崎市総合検査センター）で調査を実施しています。（表2-1）

環境基準が定められているベンゼン等4物質の平成19年度の調査結果は、いずれも環境基準を達成しました。

表2-1 有害大気汚染物質調査結果〔平成19年度〕

($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名	環境基準	大平町				美合町			
		検体数	平均値	最小値	最大値	検体数	平均値	最小値	最大値
ベンゼン	3	12	1.5	0.87	2.7	12	1.5	0.70	2.7
トリクロロエチレン	200	12	0.21	<0.0027	0.51	12	0.34	0.067	0.72
テトラクロロエチレン	200	12	0.074	<0.0013	0.45	12	0.078	<0.0013	0.31
ジクロロメタン	150	12	2.8	0.78	7.8	12	3.4	0.84	12

※平均値の算出は算術平均により、測定値が検出下限値未満の場合は、検出下限値の1/2として算出。

3 大気中アスベスト（石綿）飛散状況調査結果

アスベスト(石綿)による大気環境の現状を把握するため、岩津町（北部地域福祉センター）、大平町（岡崎市大平大気測定局）、桜形町（額田支所桜形出張所）、羽根町（岡崎市羽根大気測定局）、康生通南（岡崎市保健センター）及び下青野町（南部地域福祉センター）で調査を実施しました。（表2-2）

国による調査結果「平成17年度アスベスト緊急大気濃度調査(平成18年3月 環境省発表)の地域分類別の石綿濃度」(平成17年度に石綿が飛散される事業場周辺の地域など、全国141地域361地点を対象に大気中の石綿濃度の測定実施した結果)及び「平成18年度調査結果(平成19年4月 環境省発表)」(過去のデータとの比較を目的に、平成7年度(旧環境庁の委託調査を行った32地域65地点)及び平成17年度と同一調査地域において平成18年度に実施した結果)と比較すると、低い濃度結果でした。

表2-2 大気中アスベスト（石綿）飛散状況調査結果〔平成19年度〕

(f/l)

採取場所	地域分類	測定日(10月)			幾何平均値 ※1	H17 緊急調査 ※2	H18調査 ※3		
		10日	11日	12日			H7	H17	H18
北部地域福祉センター(岩津町)	高速道路沿線地域	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	0.36	0.34	0.53	0.39
岡崎市大平大気測定局(大平町)	幹線道路沿線地域	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06				
額田支所形埜出張所(桜形町)	内陸山間地域	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	—	0.24	0.20	0.36
岡崎市羽根大気測定局(羽根町)	住居地域	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	0.23	0.11	0.30	0.22
岡崎市保健センター(康生通南)	商工業地域	0.06	<0.06	<0.06	0.06	0.23	0.18	0.23	0.27
南部地域福祉センター(下青野町)	農業地域	0.06	<0.06	<0.06	0.06	0.31	0.47	0.13	0.40

注 定量下限値は0.06です。

※1：幾何平均値の算出にあたり、定量下限値未満は定量下限値として計算しています。ただし、すべての測定結果が定量下限値未満の場合は、幾何平均値は定量下限値未満としています。

※2：H17緊急調査とは、平成17年度アスベスト緊急大気濃度調査の幾何平均値です。

※3：H18調査とは、平成7年度及び平成17年度と同一調査地域における環境省調査の幾何平均値です。

4 二酸化窒素濃度状況

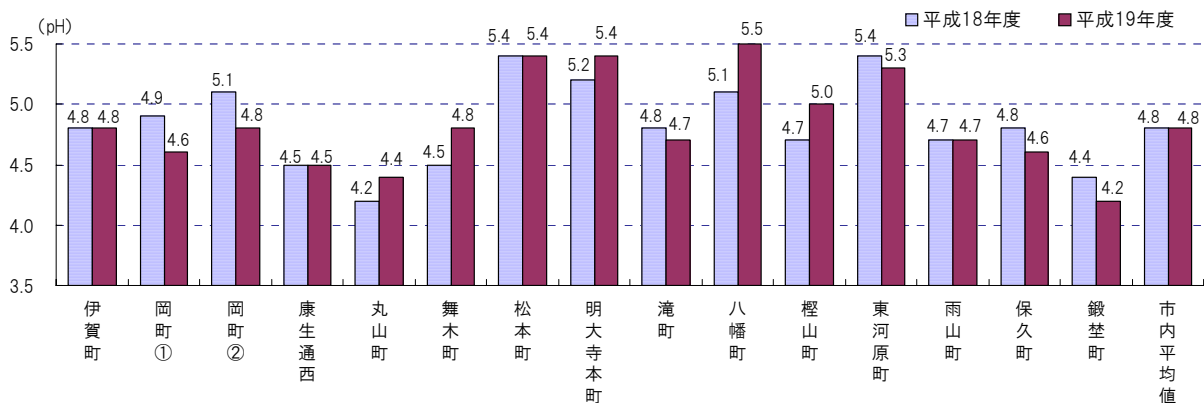
二酸化窒素の汚染状況を把握するため、大気汚染監視市民ボランティアを募集し、フィルターパッチ法による簡易測定を実施しました。市内51地点の年平均値は0.019ppmでした。

5 酸性雨調査

通常、雨水には大気中の二酸化炭素が溶け込んでいるため、清浄な雨でも pH5.6 程度となっています。このため一般的には pH 値が 5.6 より低い雨を酸性雨といい、その原因は、硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質といわれています。

本市では、環境保全委員の協力を得て、平成8年から継続して調査を実施しています。平成19年度の全調査地点平均値は、pH4.8でした。(図2-2)

図2-2 酸性雨観測調査結果 (pH)



6 降下ばいじん量調査

降下ばいじん量及びその成分を把握することにより、ばいじん及び粉じんの防止対策等の基礎資料とすることを目的に調査しています。(表2-3)

表2-3 降下ばいじん量調査結果

(t/km²・月)

調査地点	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
美合町 (岡崎市総合検査センター)	2.20	2.30	2.05	2.17	2.34

2 水質汚濁

1 公共用水域水質調査

市内の31河川55地点において、定期的に水質調査を実施しています。カドニウム等の人の健康にとって有害な物質については環境基準を達成していました。また、要監視項目についても指針値を超過する地点はありませんでした。

次の6河川について水域類型の指定がされており、生活環境の保全に関する環境基準が適用されます。平成19年度は、有機汚濁の代表的な指標であるBODについて、すべての地点で達成しましたが、A・B類型で環境基準が設定されている大腸菌回数については、すべての地点で達成しませんでした。

(表2-4) (図2-3)

- 乙川 (岡崎市上水道取入口 (A類型)、占部用水取入口 (B類型))
- 男川 (A類型)
- 矢作川 (B類型)
- 巴川 (A類型)
- 鹿乗川 (C類型)
- 雨山川及び乙女川下流 (A類型)

表2-4 環境基準（生活環境項目）適合状況

河川名	検査項目	基準値	平成 17年度	適否	平成 18年度	適否	平成 19年度	適否
① 乙川 (岡崎市水道取入口) A類型	pH	6.5~8.5	7.0	○	7.0	○	7.1	○
	BOD75%値(mg/ℓ)	2以下	1.3	○	1.0	○	1.1	○
	SS(mg/ℓ)	25以下	3	○	2	○	2	○
	DO(mg/ℓ)	7.5以上	8.0	○	9.2	○	9.3	○
	大腸菌群数(MPN/100ml)	1,000以下	53,000	×	38,000	×	27,000	×
② 乙川 (占部用水取入口) B類型	pH	6.5~8.5	7.2	○	7.1	○	7.4	○
	BOD75%値(mg/ℓ)	3以下	3.3	×	2.2	○	2.2	○
	SS(mg/ℓ)	25以下	3	○	3	○	4	○
	DO(mg/ℓ)	5以上	8.0	○	8.8	○	9.0	○
	大腸菌群数(MPN/100ml)	5,000以下	32,000	×	100,000	×	40,000	×
③ 男川 (学校橋) A類型	pH	6.5~8.5	7.2	○	7.0	○	7.3	○
	BOD75%値(mg/ℓ)	2以下	0.8	○	0.6	○	0.6	○
	SS(mg/ℓ)	25以下	1	○	1	○	1	○
	DO(mg/ℓ)	7.5以上	9.0	○	9.7	○	9.8	○
	大腸菌群数(MPN/100ml)	1,000以下	25,000	×	26,000	×	54,000	×
④ 矢作川 (美矢井橋) B類型	pH	6.5~8.5	7.1	○	7.0	○	7.2	○
	BOD75%値(mg/ℓ)	3以下	1.7	○	1.3	○	0.9	○
	SS(mg/ℓ)	25以下	6	○	3	○	6	○
	DO(mg/ℓ)	5以上	9.6	○	8.5	○	9.0	○
	大腸菌群数(MPN/100ml)	5,000以下	24,000	×	18,000	×	24,000	×
⑤ 巴川 (細川頭首工) A類型	pH	6.5~8.5	7.1	○	6.9	○	7.1	○
	BOD75%値(mg/ℓ)	2以下	0.9	○	0.6	○	0.8	○
	SS(mg/ℓ)	25以下	2	○	2	○	2	○
	DO(mg/ℓ)	7.5以上	8.6	○	9.3	○	9.6	○
	大腸菌群数(MPN/100ml)	1,000以下	22,000	×	41,000	×	17,000	×
⑥ 鹿乗川 (東鹿乗川橋) C類型	pH	6.5~8.5	7.0	○	7.1	○	7.1	○
	BOD75%値(mg/ℓ)	5以下	5.8	×	5.8	×	4.8	○
	SS(mg/ℓ)	50以下	20	○	17	○	13	○
	DO(mg/ℓ)	5以上	7.0	○	5.9	○	6.3	○
	大腸菌群数(MPN/100ml)	—	570,000	—	550,000	—	440,000	—
⑦ 雨山川及び乙女川下流 (ツノジ橋) A類型	pH	6.5~8.5	7.1	○	7.1	○	7.2	○
	BOD75%値(mg/ℓ)	2以下	0.7	○	<0.5	○	0.6	○
	SS(mg/ℓ)	25以下	1	○	1	○	2	○
	DO(mg/ℓ)	7.5以上	11.0	○	9.3	○	9.9	○
	大腸菌群数(MPN/100ml)	1,000以下	1,600	×	12,000	×	7,600	×

※地点⑦（旧額田町）においては、平成17年12月まで愛知県が調査

図2-3 公共用水域類型指定調査地点図



2 市民ボランティアによる河川状況調査

河川の状況を把握するため、河川調査市民ボランティアを募集し、パックテストによるCOD調査、ごみ等の量などの河川調査を実施しました。

3 地下水調査

① 地下水質測定計画に係る概況調査

平成10年度から流域別に毎年場所を変えて調査等を実施しています。平成19年度は、メッシュ調査10地点及び定点調査1地点で概況調査を実施しました。調査の結果、若松町で鉛が、中之郷町で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を達成しませんでした。(表2-5)

表2-5 地下水質測定計画に係る概況調査基準超過地点結果〔平成19年度〕

調査地点	項目	検出濃度 (mg/ℓ)	環境基準 (mg/ℓ)
若松町	鉛	0.017	0.01
中之郷町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	16	10

② 地下水質測定計画に係る定期モニタリング調査

過去の概況調査で、環境基準を超過していた7地点について、継続調査を実施しました。調査の結果、4地点で環境基準を超過しました。(表2-6)

表2-6 地下水質測定計画に係る定期モニタリング調査結果

調査地点	項目	地点の区分	検出濃度 (mg/ℓ)	超過年度の検出濃度 (mg/ℓ)	環境基準 (mg/ℓ)
福岡町 (平成7年度)	シスー1, 2-ジクロロエチレン	発端井戸	0.015	1.7	0.04
		周辺井戸	<0.004	<0.004	
	トリクロロエチレン	発端井戸	0.065	0.12	0.03
		周辺井戸	<0.002	<0.002	
(平成16年度)	1, 1-ジクロロエチレン	発端井戸	0.005	0.31	0.02
		周辺井戸	<0.002	<0.002	
細川町 (平成11年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	7.4	14	10
		周辺井戸	5.3	8.8	
板田町 (平成15年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	周辺井戸	12	19	10
康生通西 (平成15年度)	テトラクロロエチレン	発端井戸	0.034	0.038	0.01
美合町 (平成15年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	6.7	13	10
		周辺井戸	12	12	
坂左右町 (平成16年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	0.66	12	10
		周辺井戸	9.4	12	
定国町 (平成17年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	1.4	11	10

※ () 内は調査初期年度を示しています。

③ その他の地下水調査

過去の調査で、環境基準を超過していた地点等について継続調査を実施しました。調査の結果、17地域のうち12地域で環境基準を超過しました。(表2-7)

表2-7 過去の調査に係る基準超過地点監視調査結果〔平成19年度〕

調査地点	項目	調査井戸数	基準超過数	基準超過濃度範囲 (mg/ℓ)	環境基準 (mg/ℓ)
細川町	テトラクロロエチレン	8	4	0.031~0.13	0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	9	3	11~14	10
宮石町	四塩化炭素	1	1	0.0025	0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	1	15	10
福岡町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2	1	15	10
西阿知和町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	1	11	10
丸山町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2	1	12	10
井田町	トリクロロエチレン	4	1	0.035	0.03
大平町	テトラクロロエチレン	3	1	0.07	0.01
竜泉寺町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	2	12・12	10
奥殿町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2	2	14・26	10
上地町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	1	12	10
柱曙3丁目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	1	13	10
鴨田町	テトラクロロエチレン	1	1	0.015	0.01

④ 汚染地域の対応

汚染が判明した井戸及び地域については、井戸所有者等に注意、指導を呼びかけるとともに、今後も継続調査を実施します。

3 土壌汚染

土壌汚染のほとんどは、事業活動に伴って排出された重金属などの有害物質によって汚染された水、又は大気を媒体としてもたらされた「二次公害」ともいべきものです。一度汚染されると水質、大気の汚染が解消されても、土壌中に蓄積している有害物質は、そのままでは容易に減少することなく長期的な悪影響を与え続けます。そのため、土壌汚染が進むと、有害物質が井戸水を汚染したり、農作物に吸収されたりして、それらを長期的に飲食した場合、人体に害をおよぼすおそれがあります。

平成19年度は、こうした汚染の有無を把握するため、市内3地点で調査を行った結果、すべての地点で環境基準を達成しました。

4 ダイオキシン類

1 大気環境ダイオキシン類調査

平成19年度は、山綱町（岡崎市東部市民センター）、大平町（岡崎市大平大気測定局）及び美合町（岡崎市総合検査センター）において調査を実施し、すべての地点で環境基準を達成しました。（表2-8）

表2-8 大気環境ダイオキシン類調査結果

調査年度	山綱町	羽根西新町	岩津町	大平町	美合町	基準値
平成17年度	—	—	0.032	0.035	0.029	0.6
平成18年度	—	0.032	—	0.033	0.033	
平成19年度	0.026	—	—	0.041	0.030	

2 水環境ダイオキシン類調査

① 河川水質及び底質

平成19年度は、乙川（2地点）、男川及び巴川の4地点の水質及び底質調査を実施し、すべての地点で環境基準を達成しました。（表2-9・10）

表2-9 水環境（河川水質）ダイオキシン類調査結果

調査年度	乙川		男川	巴川	基準値
	岡崎市 上水道取水口	占部用水 取入口	学校橋	細川頭首工	
平成17年度	0.25	0.21	0.059	0.14	1
平成18年度	0.18	0.12	0.083	0.22	
平成19年度	0.22	0.29	0.12	0.24	

表2-10 水環境（河川底質）ダイオキシン類調査結果

調査年度	乙川		男川	巴川	基準値
	岡崎市 上水道取水口	占部用水 取入口	学校橋	細川頭首工	
平成17年度	0.52	0.46	0.81	0.24	150
平成18年度	1.1	0.88	0.50	1.0	
平成19年度	0.40	0.89	0.57	0.25	

② 地下水

平成19年度は、2地点で調査を実施し、いずれも環境基準を達成しました。（表2-11）

表2-11 水環境（地下水）ダイオキシン類調査結果〔平成19年度〕

調査地点	調査結果	基準値
外山町地内	0.068	1
元能見町地内	0.20	

3 土壌環境ダイオキシン類調査

平成19年度は、3地点で調査を実施し、いずれも環境基準を達成しました。（表2-12）

表2-12 土壌中ダイオキシン類調査結果〔平成19年度〕

調査地点		調査結果	基準値
外山町	外山農村公園	0.29	1,000
籠田町	籠田公園	0.055	
福桶町	福桶公園	0.069	

5 騒音

環境基準の類型ごとにおおむね一定の面積となるよう評価区域を設定し、市内の環境騒音を調査した結果、昼間の時間帯については1地点、夜間の時間帯については3地点で達成しませんでした。(表2-13)

表2-13 環境騒音測定結果〔平成19年度〕

(dB)

測定地点	類型	環境基準(昼間)	測定値(昼間)	環境基準(夜間)	測定値(夜間)
細川町字扇田	A	55	48	45	42
百々町字池ノ入	B	55	50	45	46
本宿町字上トコサフ	A	55	47	45	40
橋目町字屋敷	C	60	45	50	42
西大友町字桃々木	B	55	52	45	42
井田町1丁目	C	60	55	50	45
日名本町	C	60	47	50	42
滝町字丸根	A	55	46	45	38
中町9丁目	A	55	43	45	39
明大寺町字中道	C	60	45	50	40
江口3丁目	C	60	51	50	45
下和田町字高畑	B	55	44	45	37
中島町字町後	A	55	52	45	46
六名本町	B	55	47	45	39
竜美台2丁目	A	55	56	45	46
上地4丁目	A	55	50	45	37
※牧平町字荒井野	—	参考値	46	参考値	43

※は、都市計画区域外の地域であるため、環境基準が適用されない。

■：基準不適合

6 悪臭

悪臭公害は、人に不快感を与える感覚公害で、その発生源は多岐にわたり、臭いをだす物質は数十万ともいわれており、好まれる香りもあれば、し尿臭、腐敗臭のように嫌われる臭いもあります。

県民の生活環境の保全等に関する条例により、悪臭の発生の恐れのある事業場について毎年度届出を義務づけ、施設の適正な管理及び悪臭の発生防止について指導しています。(表2-14)

表2-14 届出件数〔平成19年度〕

業 種	届出件数
畜産農業	
イ) 豚房施設(豚房総面積 50m ² 以上)	4
ロ) 牛房施設(牛房総面積 200m ² 以上)	18
ハ) 鶏3,000羽以上飼育	16
乾燥施設を有する飼料又は有機質肥料製造業	2
シェルモールド法による鋳物製造業	3
し尿処理場	1
ごみ処理場	8
終末処理場	1
合 計	53

7 地盤沈下（平成18年度）

地盤沈下は地下水の過剰な汲み上げが主な原因で起こるもので、地表面がある程度広い範囲で長い期間をかけて徐々に沈下する現象です。

県下の地盤沈下の状況の把握、地下水位の変動及び沈下量を監視するため、愛知県内（愛知県、国土交通省、名古屋市及び名古屋港管理組合）で850地点の水準測量並びに地盤沈下観測所37か所（88井）では常時、また委託井138か所（138井）では毎月1回、地下水位の観測を行っており、うち市内では15水準点で水準測量並びに2か所の地盤沈下観測所で地下水位の観測を行っています。また市内2か所の既設井戸について動・静水位の観測も行っています。（図2-4）

平成18年度は水準測量を実施していませんが、平成17年度の西三河地域の状況は、年間1cm以上沈下した水準点は観測されませんでした。また、観測井の地下水位は前年と比較すると、平均0mでした。（図2-5）

過去に矢作古川の河口部の吉良町を中心に西尾市、一色町の一部で緩やかな沈下傾向が見られていましたが、最近では沈静化の傾向を示しています。岡崎市内においては沈下の傾向は見られていません。

地盤沈下防止のために、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律及び県条例に基づく地下水揚水規制が行われていますが、本市地域ではこれらの規制対象区域に該当しません。

なお、県条例により、揚水設備でポンプの吐出口の断面積が合計19cm²を超えるものについては、水量測定器の設置及び地下水揚水量の報告が義務づけられています。

図2-4 地下水位月間変化〔平成18年度〕

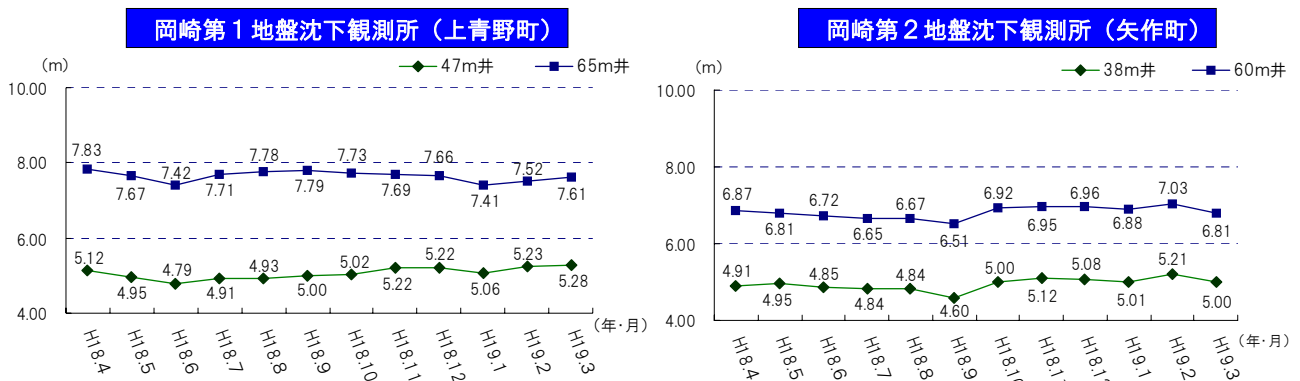
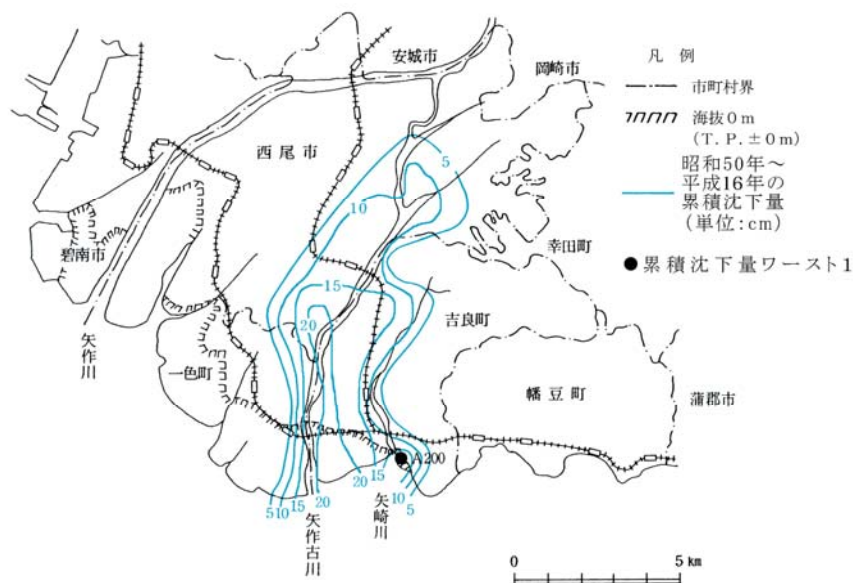


図2-5 累積沈下量状況図（昭和50年～平成17年）



（資料：愛知県）

8 交通公害

1 大気汚染

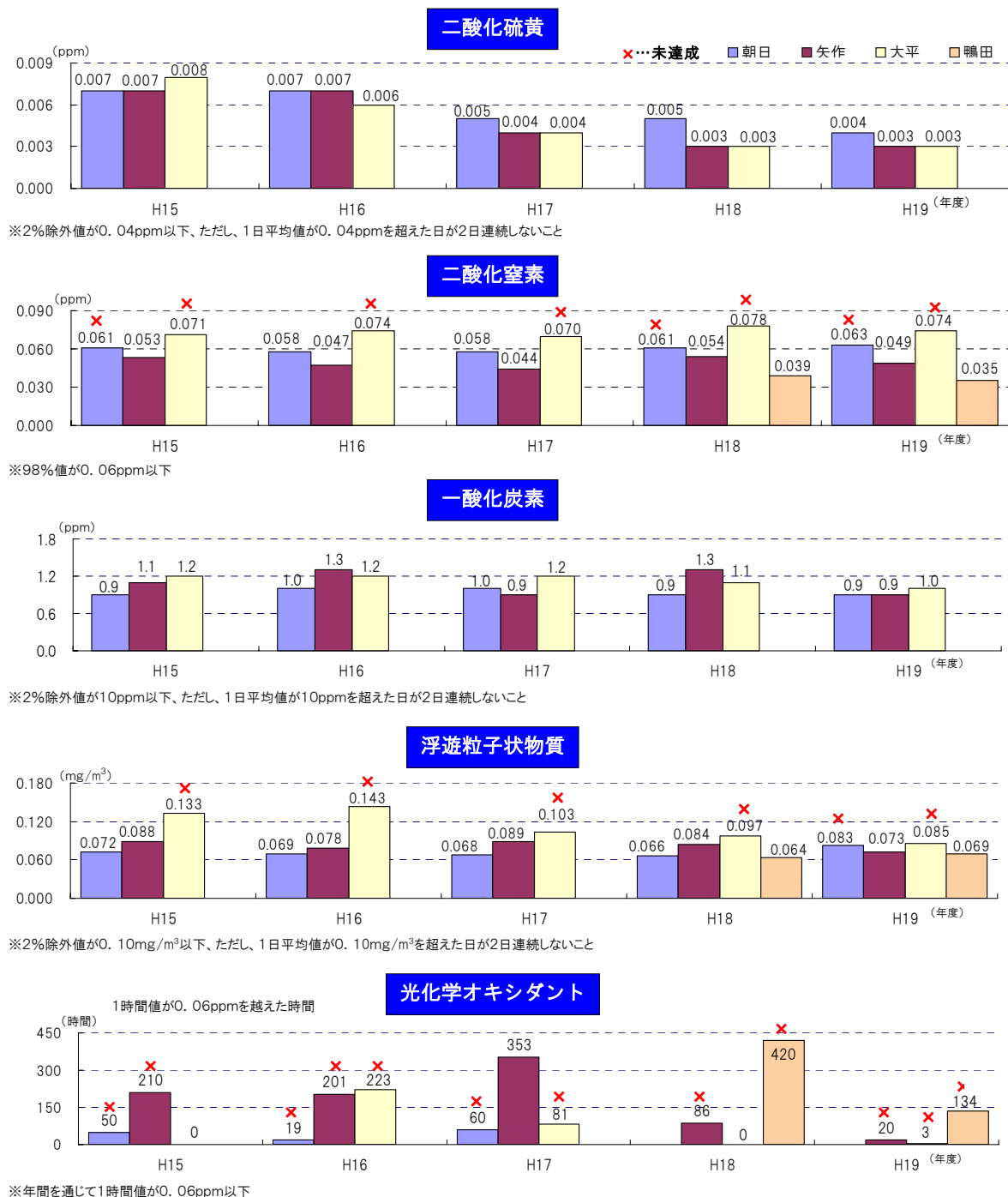
① 自動車排ガス測定局常時監視調査結果

自動車排ガス調査のため、朝日町（岡崎市朝日大気測定局）、矢作町（岡崎市矢作大気測定局）、大平町（岡崎市大平大気測定局）、鴨田町（岡崎市鴨田大気測定局）において、常時測定を実施しています。

二酸化硫黄、一酸化炭素は、すべての地点で環境基準を達成しましたが、二酸化窒素（朝日・大平）、浮遊粒子状物質（朝日・大平）、光化学オキシダント（矢作・大平・鴨田）は環境基準を達成しませんでした。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質による特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）の対策地域に本市も指定されているため、今後、二酸化窒素及び粒子状物質の改善が期待されます。（図2-6）

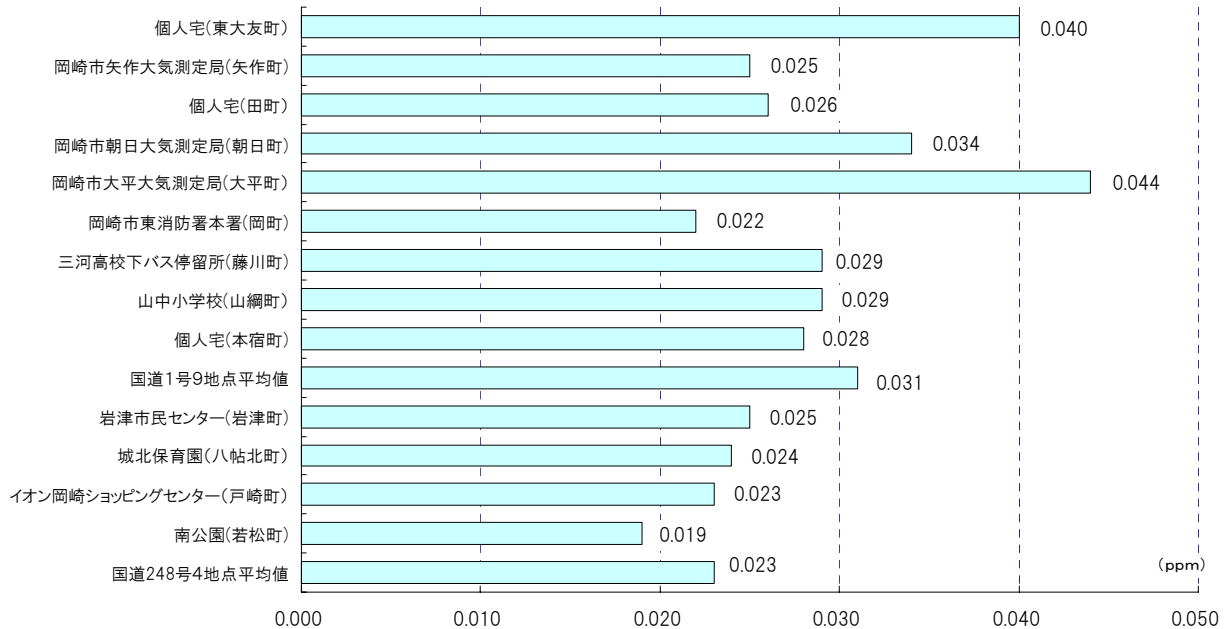
図2-6 自動車排ガス測定局常時監視調査結果



② 二酸化窒素濃度状況

二酸化窒素の汚染状況を把握するため、国道1号沿線9地点及び国道248号沿線4地点について、フィルターバッジ法による簡易測定を実施しています。国道1号沿線9地点での平均値は0.031ppm、国道248号沿線4地点での平均値は0.023ppmでした。(図2-7)

図2-7 国道1号9地点及び国道248号4地点二酸化窒素簡易測定結果〔平成19年度〕



2 自動車に係る騒音・振動

① 国道1号

国道1号は、幹線道路として国の経済社会活動を支える重要な役割を担う一方、膨大な交通量のため沿線地域の環境に大きな影響を与えています。本市では市街地の中心部を通っており沿道に住宅も多く、また東名高速道路への乗り入れの便も良いため、特に夜間の大型車の混入率も高く、深刻な問題となっています。

[1] 騒音 環境基準

評価区間7区間(総延長距離17.7km)について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合(環境基準達成率)は66.1%でした。(表2-15)

表2-15 国道1号の沿線における環境基準の達成状況〔平成19年度〕

	評価区間内戸数(戸)	環境基準達成戸数(戸)	環境基準達成率(%)
昼間・夜間	3,562	2,354	66.1
昼間		3,344	93.9
夜間		2,354	66.1

[2] 騒音 要請限度（昼間：75dB・夜間：70dB）

調査地点7地点のうち昼間・夜間の両時間区分のいずれか、又は両時間区分で要請限度を超過していた地点は3地点でした。（表2-16）

表2-16 国道1号要請限度〔平成19年度〕

		地点数	割合(%)
要請限度以下		4	57.1
要請限度超過		3	42.9
内訳	昼間・夜間のいずれかで超過	2	28.6
	昼間・夜間ともに超過	1	14.3
合計		7	—

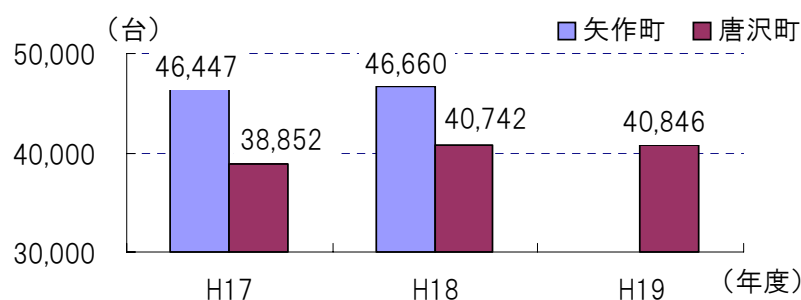
[3] 振動 要請限度（第1種：昼間 65dB・夜間 60dB 第2種：昼間 70dB・夜間 65dB）

すべての調査地点で、要請限度を下回りました。

[4] 交通量

唐沢町において、愛知県トラック協会と協力して24時間交通量調査を実施しました。交通量及び貨物車混入率は、40,846台、39.4%でした。（図2-8）

図2-8 国道1号24時間交通量



② 幹線道路

交通公害の監視のため、幹線道路である国道248号、国道473号及び県道桜井岡崎線（県道293号）において調査を実施しました。

[1] 騒音 環境基準

(ア) 国道248号

評価区間7区間（総延長距離14.3km）について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は92.7%でした。（表2-17）

表2-17 国道248号の沿道における環境基準の達成状況〔平成19年度〕

	評価区間戸数(戸)	環境基準達成戸数(戸)	環境基準達成率(%)
昼間・夜間	2,800	2,595	92.7
昼間		2,626	93.8
夜間		2,595	92.7

(イ) 県道桜井岡崎線（県道 293 号）

評価区間2区間（総延長距離 5.6 km）について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は 94.6%でした。（表 2-18）

表 2-18 県道桜井岡崎線の沿道における環境基準の達成状況〔平成 19 年度〕

	評価区間戸数（戸）	環境基準達成戸数（戸）	環境基準達成率（%）
昼間・夜間	1,583	1,497	94.6
昼間		1,581	99.9
夜間		1,497	94.6

[2] 騒音 要請限度（昼間：75dB・夜間：70dB）

(ア) 国道 248 号

調査した6地点すべての地点で要請限度を下回りました。

(イ) 国道 473 号

1地点で調査し、要請限度を下回りました。

(ウ) 県道桜井岡崎線（県道 293 号）

調査した2地点すべての地点で要請限度を下回りました。

[3] 振動 要請限度（第1種：昼間 65dB・夜間 60dB 第2種：昼間 70dB・夜間 65dB）

調査を実施した幹線道路のすべての調査地点で、要請限度を下回りました。

③ 東名高速道路

東名高速道路は、市南東部の本宿町（283.9Kp 付近）から北西部の仁木町（302.6Kp 付近）にかけて全長約 18.7Km が市内を通過しています。

東名高速道路騒音については、供用開始以来、住宅の防音工事の助成や防音壁の設置等の対策が行われてきましたが、その後に開発され住宅街となった地域もあり、自動車騒音に対する防音対策の要望が市に寄せられています。要望箇所については騒音測定を行い、その結果をもって防音壁設置等を管理者に要請しています。

④ 新幹線の騒音・振動

調査地点4地点において、軌道から 25m及び 50mの地点で調査を行っています。

東海旅客鉄道株式会社（JR東海）は、騒音振動対策として、騒音・振動レベルが比較的小さい車両への取り換え、改良型の防音壁の設置やそのかさ上げ、有道床弾性枕木化、スパーク音を減少させる架線への取換え及びレールの削正などを実施し、騒音・振動の減少を図っています。

[1] 騒音（70dB）

すべての地点で環境基準に不適合でした。（表 2-19）

[2] 振動（70dB）

すべての地点で振動対策指針値を下回りました。

表 2-19 新幹線騒音・振動測定結果

(dB)

	騒音				振動			
	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	25m	50m	25m	50m	25m	50m	25m	50m
正名町	74	72	73	71	67	63	66	61
上三ツ木町	72	70	75	72	67	58	65	59
福桶町	76	75	73	71	54	52	55	55
合歓木町	76	72	75	71	69	65	68	63

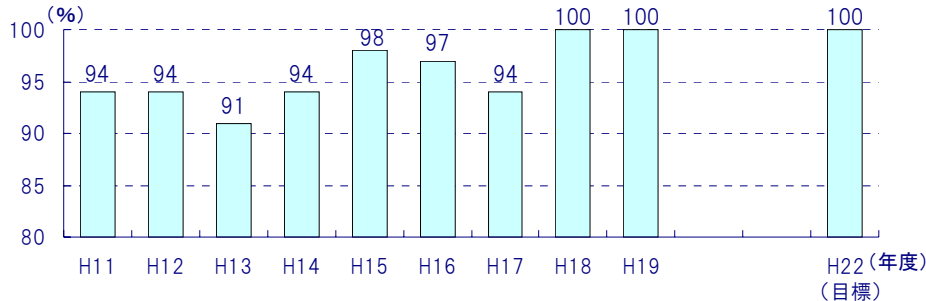
.....騒音環境基準値及び振動指針値を超過していることを示します。

行動3 きれいな川を守る

(環境配慮に向けた行動計画 目標達成状況)

■ BOD75%値 10 mg/l以下の地点数割合

図2-9 BOD75%値 10 mg/l以下の地点数割合 (%)



※BODとは、生物化学的酸素要求量のこと、河川の汚れの度合いを示す数値です。
この数値が大きいほど水中の汚染物質の量が多いことを示します。

取組1 家庭からの排水をきれいにします

○ 生活排水対策を支援します

- ・生活排水対策に関する学習会を開催します
- ・細目ストレーナー、三角コーナーの普及を促進します
- ・合併処理浄化槽の設置を促進します
- ・公共下水道の整備を推進します
- ・農業集落排水事業を推進します

■ 啓発活動

① 生活排水対策学習会

町内単位で説明会を開催しました。

〔平成19年度〕開催場所：千万町町、木下町

開催内容：生活排水への関心を高める。

② 広報誌「市政だよりおかざき」への掲載

〔平成19年度〕2回

→平成20年度以降も継続予定です。

■ ストレーナー・三角コーナーのあっせん

調理くずの流出を少なくするため、網目の細かい(1mm)ストレーナー及び三角コーナーを、市が安価であっせんすることにより普及を図っています。(表2-20)

→平成20年度以降も継続予定です。

表2-20 ストレーナー・三角コーナーのあっせん

年度	総世帯数	あっせん世帯数
平成17年度	138,706	251 (34,300)
平成18年度	141,815	248 (34,548)
平成19年度	145,040	267 (34,815)

注：()内はあっせん総数 平成20年4月1日現在

■生活排水対策

事業系の排水は水質汚濁防止法、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（矢作川水系に係る上乘せ基準）、岡崎市生活環境保全条例などの法令により規制されています。

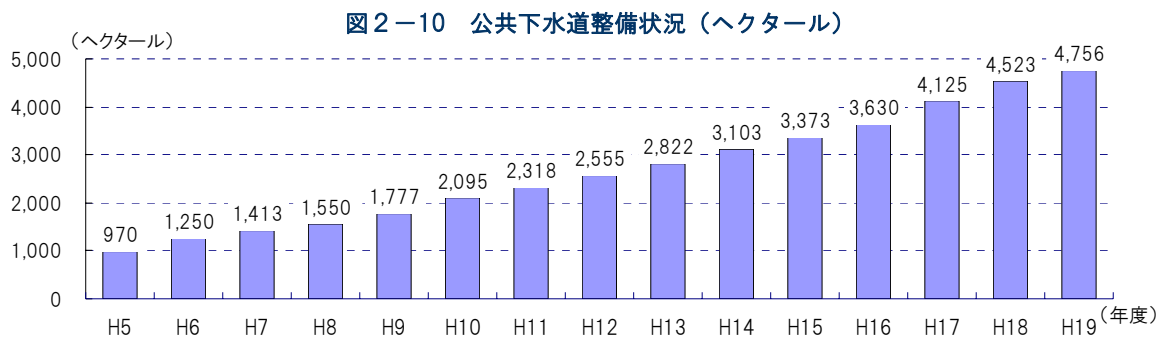
生活排水については、公共下水道、農業集落排水処理施設等による集合排水処理を進めていますが、これらの事業計画認可区域外の地区の一般家庭については、し尿のみの処理を行う単独処理浄化槽が多いため、し尿と併せ生活雑排水の処理も行える合併処理浄化槽の普及促進を図っています（浄化槽法の改正により、平成13年4月からの新設浄化槽は、すべて合併処理浄化槽となりました）。

生活排水処理を適切に行うため、市民一人ひとりが家庭でできる浄化対策に努めていただけるよう、啓発活動を行っています。

■下水道整備状況

① 公共下水道整備状況

現在事業認可を受けている区域の整備を進めています。（図2-10）



② 農業集落排水事業整備

農業振興地域の集落を対象に、農業用水の水質保全や農業用排水施設の適正な機能維持のため、生活雑排水を集合処理する農業集落排水事業を進めています。

〔平成19年度〕処理面積：410ヘクタール（累計） 宮崎地区：整備中

→平成20年度以降も継続予定です。

■補助制度

① 合併処理浄化槽設置費補助金

現在の河川などの汚れの主な原因は、台所や風呂、洗濯などで使われた生活雑排水だといわれています。市では、し尿だけでなく、これらの排水も処理できる合併処理浄化槽を設置するかたに対して補助金を交付しています。

公共下水道事業認可区域、農業集落排水事業区域等以外の区域で、主に住宅用の合併処理浄化槽の設置に対して人槽区分ごとの予算の範囲内で申請書の先着順に受付けています。（表2-21）

② 転換整備事業

補助対象地域内で既設の単独処理浄化槽又は汲取り便所から、合併処理浄化槽への転換をより促進するために、自主的に合併処理浄化槽へ転換されるかたに対して、設置費補助金に上乘せ（補助対象は既設の単独処理浄化槽等の撤去費など 上限30万円）して交付しています。（表2-21）

→平成20年度以降も継続予定です。

表2-21 合併処理浄化槽設置費補助金交付状況

設置状況					平成19年度補助金交付実績			
年度	設置基数	年度	設置基数	年度	設置基数	人槽区分	交付基数	1基あたり補助金額(千円)
昭和63年度	24	平成7年度	194	平成14年度	83	5	46	332
平成元年度	44	平成8年度	149	平成15年度	145	7	79	414
平成2年度	55	平成9年度	166	平成16年度	134	10~	15	548
平成3年度	60	平成10年度	99	平成17年度	122	計	140	—
平成4年度	109	平成11年度	235	平成18年度	145	うち転換整備事業 11基		
平成5年度	164	平成12年度	364	平成19年度	140			
平成6年度	159	平成13年度	337					

～単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の違い～

単独処理浄化槽

し尿だけを処理します。台所や風呂、洗濯などの生活雑排水が未処理なため、河川や海の汚濁の原因となっています。



合併処理浄化槽

し尿のほか生活雑排水も処理することから、河川や海の汚濁防止対策として重要な役割を果たしています。このように、合併処理浄化槽で生活雑排水を処理することにより、単独処理浄化槽で処理する場合と比較して、河川や海に放流する排水の汚濁を8分の1に減らすことができます。



取組2 事業所からの排水をきれいにします

- 事業所排水対策を指導・支援します
 - ・事業所排水の監視、指導を推進します
 - ・工場等の公害防止施設の設置を支援します
 - ・ゴルフ場における農薬の適正使用を指導します

※行動5取組1（38ページ）をご覧ください。

取組3 きれいな川を守る地域活動に参加・協力します

- 川を守る地域活動を支援します
 - ・流域での水質保全活動の支援や勉強会等を実施します
 - ・流域の連携による水質保全活動を推進します
 - ・広報等を通じて、地域活動への参加を呼びかけます

■河川の草刈りや清掃活動を行う団体への助成金を交付

〔平成19年度〕
 市内の河川美化団体：9団体
 主な活動内容：草刈り、清掃活動、
 河川パトロール、看板設置他

→平成20年度以降も継続予定です。



行動4 交通公害対策を推進する

交通公害低減のための施策

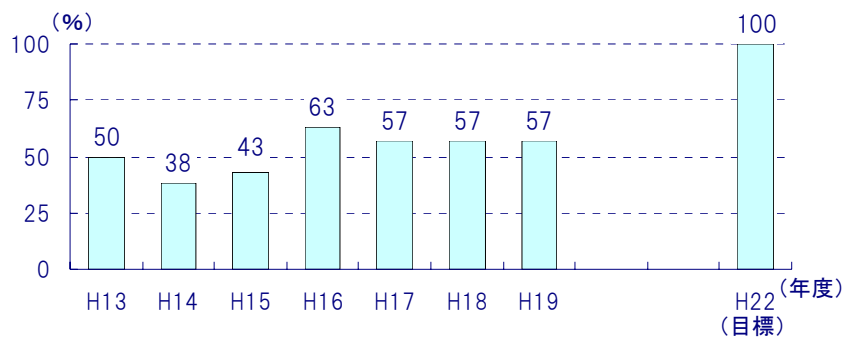
本市を含む中京地域は、自動車メーカーが産業の中心を担う地域であり、社会全体が自動車に依存しているともいえます。

しかし、その自動車社会の進展が、環境に多大な影響を及ぼしているのも事実です。いままでどおり自動車に依存した交通網ではなく、それに変わるシステムの構築、また、低公害車の普及に取り組んでいかなければなりません。

(環境配慮に向けた行動計画 目標達成状況)

■国道1号騒音要請限度以下の地点数割合

図2-11 国道1号騒音要請限度以下の地点数割合(%)



取組1 交通公害低減のための自動車利用に努めます

○ 交通公害低減のための施策を実施します

- ・自動車から公共交通機関への代替性を検討し、必要に応じて公共交通の整備を要望します
- ・自動車公害に関する情報提供を行います
- ・公用車には低公害車を積極的に導入します
- ・低公害車の購入等に対して、経済的な支援措置を検討します

■公用車には低公害車を導入

買替え又は新たに必要となった公用車の購入にあたっては、岡崎市グリーン調達方針に基づき、できるかぎり低公害車を選択しています。

➡平成20年度以降も継続予定です。

① 平成19年度導入状況

低燃費かつ低排出ガス自動車を17台導入しました。低公害車の導入台数の合計は、平成19年度末現在で104台です。(表2-22)

表2-22 低公害車導入状況(公用車)

年度	(台)				計
	天然ガス	ハイブリッド	電気	低燃費かつ低排出ガス	
平成14年度まで	6	1	2	15	24
平成15年度	5	1	0	6	12
平成16年度	4	0	(△1)	16	19
平成17年度	3	0	(△1)	10	12
平成18年度	4	1	0	17	22
平成19年度	0	0	0	17(△2)	15
計	22	3	0	79	104

※()は、廃車した台数を示しています。

② 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく低公害車の導入状況

県条例第80条第1項に基づく本市の導入目標は29%で、平成19年度末現在の導入実績は47%でした。

■低公害車購入費補助金

窒素酸化物及び粒子状物質の排出抑制並びに地球温暖化の主な原因物質である二酸化炭素の排出抑制のために、低公害車の普及の促進を図り、大気環境の改善に寄与することを目的とし、低公害車（電気・天然ガス・メタノール・ハイブリッド自動車）を購入した個人に対し、予算の範囲内で補助金を交付しています。平成19年度の交付件数は104件で、すべてハイブリッド自動車でした。（表2-23）

→平成20年度に制度を見直します。

表2-23 低公害車購入費補助実績

(台)

年度	電気	天然ガス	メタノール	ハイブリッド	計
平成15年度	0	0	0	80	80
平成16年度	0	0	0	65	65
平成17年度	1	0	0	100	101
平成18年度	0	0	0	100	100
平成19年度	0	0	0	104	104
計	1	0	0	449	450

取組2 交通公害改善のための環境整備を推進します

1. 道路環境の整備を推進します

・広域的な道路網の整備を要望します

2. 交通公害監視体制を強化します

・公害監視体制の整備を推進します

・大型車の通行時間規制など交通規制の強化を要望します

■道路環境の整備

市内の幹線道路の慢性的な渋滞等により、沿線地域の環境に多大な影響を与えています。本市では、道路環境の整備を推進し、広域的な道路網の整備の要望、交通公害監視体制の強化、大型車の通行時間帯規制などの交通規制の強化の要望等、改善のための環境整備を進めています。

本市では、こうした国道1号の騒音・振動状況について沿線7地点で調査を行い、関係機関に対策を要請してきており、平成12年6月に、国、県、市等で構成する「国道1号岡崎地区道路交通騒音対策推進連絡会」により【沿道環境改善プログラム】がまとめられました。このプログラムに基づき沿道の環境改善が推進されており、国土交通省による対策として、平成19年度末までに、市内において、遮音壁設置（上り下り計4,642m・中央分離帯602.5m）、低騒音（排水性）舗装（上り下り計32,983m）が実施されました。平成19年度は、舗装の補修（岡町、美合町、大平町、十王町 計570m：3,194m²）が実施されました。

〔対策内容（抜粋）〕

- ①交通量分散のための道路ネットワークの整備（第二東名や国道23号、県道、市道等のバイパス）
- ②道路構造の改善（低騒音（排水性）舗装の敷設、遮音壁・植樹帯の設置）
- ③交通規制の強化（速度規制、大型車の夜間中央車線走行規制）

■国道473号バイパス計画

国道1号から第二東名(仮)額田インターチェンジまでのバイパス道路の整備

【区間】本宿町から榎山町

〔平成19年度〕測量・設計を実施

→平成20年度以降も、測量・設計・用地買収等を進めます。

■衣浦岡崎線整備事業

【区間】上地町から中島町 延長 4,650m 幅 30m

〔平成 19 年度〕用地買収、物件調査、道路築造工事を実施

→平成 20 年度以降も、用地買収、物件調査、道路築造工事等を進めます。

■「沿道環境改善プログラム（騒音対策）」に基づく国道 1 号の騒音対策

市内の国道 1 号沿道環境（騒音）の改善に向けての対策をします。

【区間】本宿町から矢作町

→平成 20 年度以降も、舗装の補修に際しては、低騒音（排水性）舗装を実施していきます。

■国道 1 号岡崎環境整備事業（矢作地区・矢作橋架替）

【区間】八帖町から矢作町 延長 1,700m

矢作地区（延長 1,400m 幅 30m）

矢作橋架替（延長 300m 幅 24.8m）

〔平成 19 年度〕用地買収、物件調査、道路改良工事（延長 280m）施工

→平成 20 年度以降も、用地買収・道路改良工事・矢作橋架替工事を進めます。

■第二東名高速道路建設

【区間】宮石町から鳥川町 延長 21.2 km

〔平成 19 年度〕環境調査、物件調査、用地買収、工事用道路建設を実施

→平成 20 年度以降も、用地買収、本線及び工事用道路建設工事を進めます。

■岡崎市八帖交差点渋滞対策

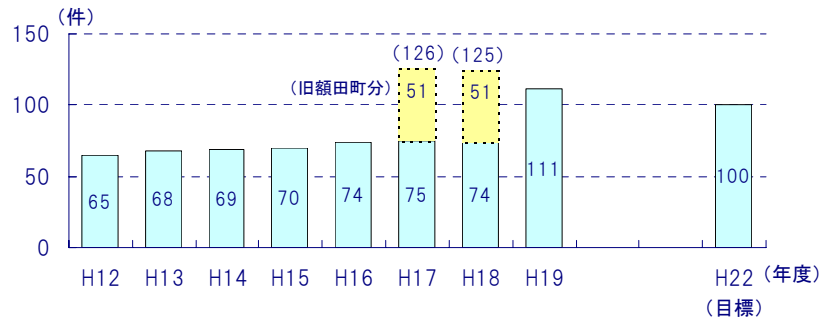
岡崎市八帖交差点（国道 1 号、国道 248 号）の渋滞緩和対策を進めます。

〔平成 19 年度〕平成 16 年度に「岡崎市八帖交差点渋滞対策懇談会」（国土交通省愛知国道事務所主催）から提出された「提言書」を受け、渋滞対策懇談会へのフォローアップを行い、再度「提言書」がとりまとめられ、道路管理者へ提出されました。

→平成 20 年度以降は、地元報告会を開催し、意見集約を進めます。

行動5 事業所の環境対策を推進する

(環境配慮に向けた行動計画 目標達成状況)
 ■公害防止協定及び環境の保全に関する協定締結件数
 図2-12 公害防止協定及び環境の保全に関する協定締結件数



※平成18年度までは、公害防止協定及び水と緑・歴史と文化のまちづくり条例に基づく環境保全協定締結件数
 ※平成19年度に、生活環境保全条例に基づき、旧額田町分も含め、協定を見直し再締結

取組1 公害防止対策を推進します

○ 公害防止対策を支援します

- ・公害防止施設等の整備について経済的支援を推進します
- ・生活環境等影響調査の実施を指導します
- ・公害防止に対する指導、公害の監視を徹底します
- ・適正な土地利用計画により公害の未然防止を推進します
- ・化学物質の調査・厳重保管を推進します
- ・外因性内分泌かく乱化学物質の調査・指導・監視を推進します

■ 公害防止施設整備資金融資あっせん

中小企業の事業活動により発生する公害を防止する施設の整備資金として、中小企業者が公害防止施設整備計画を定めるとともに、1,000万円以内の融資（融資期間7年以内）を受ける場合は、そのあっせんをしています。

〔平成19年度〕2件

➡平成21年度に新制度へ移行する予定です。

■ 公害防止施設整備資金利子補給補助金

中小企業者の事業活動により発生する公害を防止するため、公害防止施設整備資金として融資を受けた場合は、当該融資金の所定の利子額に相当する額を利子補給金（期間5年以内）として交付しています。

〔平成19年度〕2件

➡平成21年度に新制度へ移行する予定です。

■ 生活環境等影響調査

生活環境等影響調査条例に基づき、土地の形状変更により周辺地域の生活環境や自然環境に及ぼす影響が著しいものとなるおそれがある事業について、事業者に対し、生活環境等に及ぼす影響を低減するための生活環境等影響調査を義務付け、提出された報告書を縦覧しています。

〔平成19年度〕調査及び報告書の縦覧 該当なし

■事業所監視

事業者に対し立入検査を実施し、各法令に基づく排出基準や協定値を遵守するよう指導するとともに、排出ガス及び排水等の検査を行っています。

また、問題があった場合は、速やかに改善するよう指導しています。

→平成 20 年度以降も継続します。

① 事業所立入件数

関係法令及び協定等に基づき事業所への立入を行っています。(表 2-24)

[平成 19 年度] 493 件

表 2-24 事業所立入件数 [平成 19 年度]

内 容	件数	関係法令等
大気関係立入	148	大気汚染防止法・県民の生活環境の保全等に関する条例等
水質関係立入	157	水質汚濁防止法
ダイオキシン類関係立入	22	ダイオキシン類対策特別措置法
協定締結工場等立入	156	公害防止協定・環境保全協定
ゴルフ場立入	10	ゴルフ場農業使用に関する協定書・要綱

② 事業者による報告

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気基準適用施設からの排出ガス及び水質基準適用事業場からの排水について、ダイオキシン類の測定結果の報告を受けています。

[平成 19 年度]

大気基準適用施設からの排出ガス及び水質基準適用事業場からの排水について、いずれも排出基準に適合していました。

③ 行政検査による監視件数 (表 2-25)

表 2-25 行政検査による監視件数 [平成 19 年度]

内 容	件数	
ばい煙測定	3	
燃料中の硫黄分測定	3	
事業場採水 (水質検査)	106	
ゴルフ場採水 (農業検査)	10	
ダイオキシン類検査	排出ガス中	2
	排水水中	1

■公害防止の体制

① 公害防止協定及び環境の保全に関する協定

昭和 48 年度以降、主要工場及び大規模住宅団地を対象に公害防止協定及び環境保全協定の締結を進め、公害対策、環境保全を推進してきました。しかし、協定締結開始より 34 年が経過し、その間に環境法令の整備が進み、平成 18 年 1 月には、旧額田町との合併、同年 10 月には岡崎市生活環境保全条例が施行されるなど、本市を取り巻く環境も大きく変化をしたことから、平成 19 年度に協定の見直しを行いました。

平成 20 年 4 月 1 日現在、見直し完了工場 96 工場、見直し協議中 15 工場、計 111 工場と協定を締結しています。見直しが完了していない工場については、今後とも見直しの協議を進めていきます。

これら協定締結工場には、定期的に公害監視状況の報告を義務づけるとともに、立入調査を実施して公害の未然防止に努めています。

また、4 ゴルフ場と農業使用に関する協定を締結しており、農業の適正使用の指導をしています。

② 環境の保全上の支障を防止するための事前指導

建築確認申請時に定められた施設について、「岡崎市生活環境保全条例」に基づき、環境の保全上の支障を防止するための届出書を提出するよう指導しています。平成 19 年度における届出件数は 12 件でした。

届出は、環境法令又は条例に規定する施設の設置及び規制対象業種に対して、新たに設置する事業所、工場等を対象としています。

事前指導の主なものとしては、環境法令又は条例に規定する届出、規制の遵守及び対策、また、アイドリングストップなどの周知や環境美化に関するものも含め指導しています。

→平成 20 年度以降も継続します。

■ P R T R 法における化学物質対策

平成 11 年 7 月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R 法）」では、業種や従業員数等一定の要件を満たす事業者は、毎年、前年度に各事業所で取扱った化学物質について、大気や河川等の環境中へ排出する量及び廃棄物等として事業所外へ移動する量を把握し、その結果について自治体を經由し国へ届出ることが義務付けられています。

① 業種別届出状況

平成 19 年度は、平成 18 年度の排出量・移動量について、121 事業所から届出があり、業種別では燃料小売業の 48 件が最も多く、次いで、自動車整備業の 14 件の順でした。（表 2－26）

表 2－26 業種別届出状況〔平成 19 年度〕

業 種		届出数	業 種		届出数
製 造 業	食品製造業	3	製 造 業	輸送用機械器具製造業	13
	繊維工業	1		精密機械器具製造業	3
	化学工業	7		その他の製造業	1
	医薬品製造業	1	鉄鋼業	1	
	プラスチック製品製造業	2	石油卸売業	1	
	窯業・土石製品製造業	3	燃料小売業	48	
	非鉄金属製造業	4	自動車整備業	14	
	金属製品製造業	2	一般廃棄物処理業	3	
	一般機械器具製造業	9	産業廃棄物処理業	3	
	電気機械器具製造業	2	合計	121	

② 届出された排出量及び移動量の状況

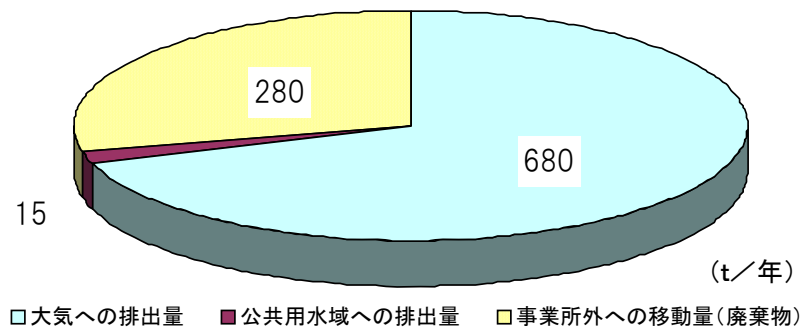
平成 19 年度に届出のあった、平成 18 年 4 月から翌年 3 月までの 1 年間の排出量等の集計結果は次のとおりです。なお、集計値は原則として、有効数字 2 桁で記載しています。また、ダイオキシン類は含まれていません。

[1] 届出排出量及び移動量

平成 18 年度分の届出排出量は 700 トン（愛知県：18,000 トン）、移動量は 280 トン（愛知県：16,000 トン）でした。媒体別届出排出量及び移動量は、大気への排出量 680 トン（排出量比：98%）、公共用水域への排出量 15 トン（排出量比：2%）でした。

また、事業所外への移動量は 280 トンでした。なお、土壌への排出、事業所内での埋立処分、下水道への移動の届出はありませんでした。（図 2－13）

図2-13 媒体別届出排出量及び移動量〔平成18年度分〕

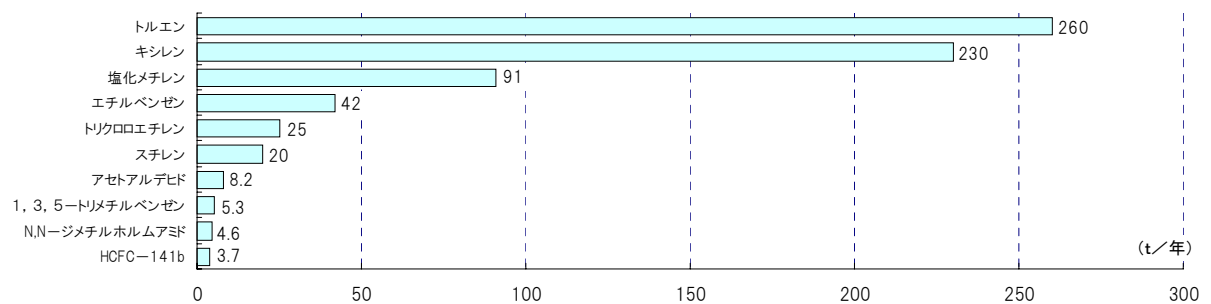


[2] 媒体別の届出量及び移動量

(ア) 排出量

届出排出量の多い順にトルエン 260 t、キシレン 230 t、塩化メチレン 91 tの順でした。なお、トルエンやキシレンは溶剤、合成原料やガソリン等として、塩化メチレンは金属洗浄剤や溶剤として幅広く使用されています。(図2-14)

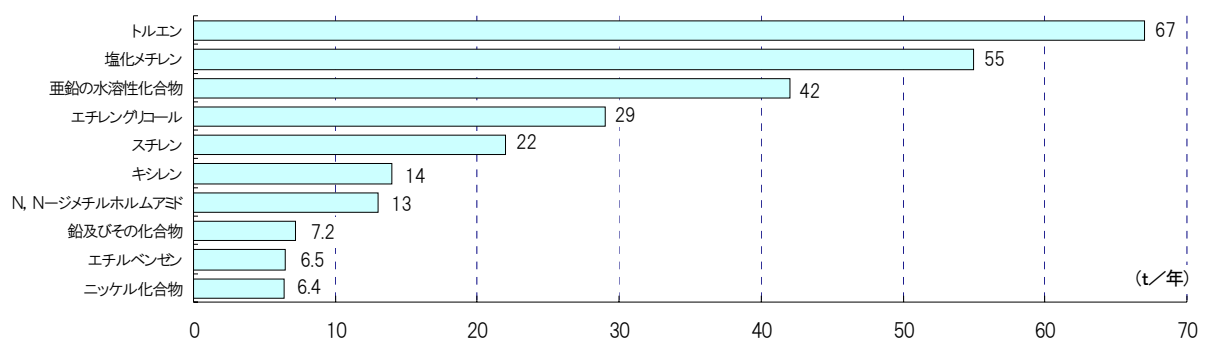
図2-14 排出量の上位10物質とその排出量〔平成18年度分〕



(イ) 移動量

届出移動量の多い順にトルエン 67 t、塩化メチレン 55 tの順でした。(図2-15)

図2-15 移動量の上位10物質とその移動量〔平成18年度分〕



■ 県条例における化学物質対策

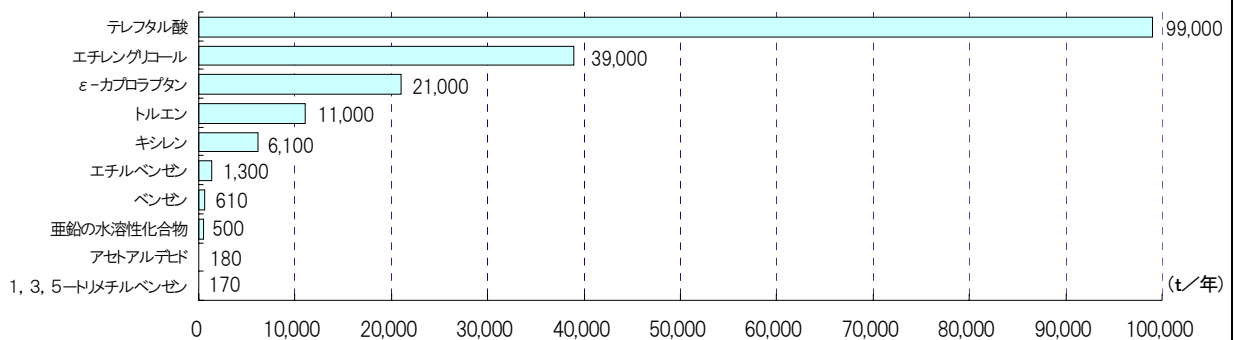
平成 17 年度から「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき、取扱量の届出が義務付けられ、110 事業所から届出がありました。届出物質は PRTR 法と同じですが、特定要件施設を有することのみにより届出対象となった事業者は届出対象から除かれます。

○ 届出された取扱量の状況

平成 19 年度に届出のあった平成 18 年 4 月から翌年 3 月までの 1 年間の取扱量の集計結果は次のとおりです。なお、集計値は原則として、有効数字 2 桁で記載しています。また、ダイオキシン類は含まれていません。

届出取扱量の多い順にテレフタル酸 99,000 トン、エチレングリコール 39,000 トン、ε-カプロラクタム 21,000 トンの順でした。テレフタル酸は PET 樹脂の原料として使用されています。(図 2-16)

図 2-16 取扱量の上位 10 物質とその取扱量〔平成 18 年度分〕



取組 2 環境マネジメントシステムに取り組みます

○ 環境マネジメントシステムの取組を支援します

- ・ 環境マネジメントシステムに関する情報提供、取組みに関する支援を行います
- ・ 中小企業向けの岡崎版事業所環境 ISO の構築に取り組みます

■ ISO14001 認証取得に対する支援

認証に向けて取組んでいる事業所から要請があれば、市の職員が講師として出向いています。また、環境関連市条例等について情報提供しています。

→ 平成 20 年度以降も継続します。

■ 岡崎版事業所環境 ISO

事業所における環境活動を促進するために、国際規格 ISO14001 の基本的な要素である PDCA サイクルを取入れ、エネルギー使用量及び廃棄物の管理を主な項目とした、簡易版の環境マネジメントシステムを提供しています。

〔平成 19 年度〕登録事業所 92 事業所

→ 平成 20 年度以降も継続します。

行動6 近隣公害対策を推進する

取組1 近隣公害防止のための活動を実践します

○ 近隣公害の防止を指導します

- ・公害苦情への早期対応を指導します
- ・深夜飲食店営業やカラオケ、拡声器などからの近隣騒音に対する改善の指導や啓発を推進します

取組2 地域の連携で近隣公害を防止します

○ 近隣公害防止のための地域活動を支援します

- ・地域ルールづくりなどの地域活動を支援します

■ 公害苦情処理

平成19年度の公害苦情の受付件数は341件あり、公害の種類別では、大気汚染151件、水質汚濁51件、騒音76件、振動6件、土壌汚染2件、地盤沈下0件、悪臭44件、典型7公害以外11件でした。

苦情の内容としては前年度に引続き、屋外焼却（事業所、家庭）によるものが多くありました。（表2-27）（図2-17）

→ 公害苦情の連絡を受けたときは原因を調査し、問題があった場合は改善するよう指導等を行い、早期に解決できるよう努めています。

表2-27 公害の種類別苦情処理件数の推移

年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	土壌汚染	地盤沈下	悪臭	その他	計
平成15年度	177	26	75	5	1	1	55	29	369
平成16年度	156	39	99	5	0	0	49	30	378
平成17年度	173	31	73	9	0	0	61	16	363
平成18年度	159	47	89	5	0	0	51	24	375
平成19年度	151	51	76	6	2	0	44	11	341

図2-17 公害の種類別苦情処理件数の推移

